



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年8月14日火曜日 第1887号

◇ 目 次 ◇ 告 示

介護員養成研修事業者の指定.....	873
大規模小売店舗の新設の届出の概要等(2件).....	873
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件).....	874
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	876
保安林の指定.....	877
義務付保の同意をを求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	877
公共測量の実施の通知.....	878
道路の供用開始(県道六軒家石手線).....	878
道路の区域変更(県道森松重信線).....	878
道路の供用開始(").....	878
道路の区域変更(県道寺尾重信線).....	879
道路の供用開始(").....	879
道路の供用開始(県道大洲長浜線).....	879
道路の区域変更(県道大洲野村線).....	879
道路の供用開始(").....	880
道路の区域変更(県道高茂岬船越線).....	880
道路の供用開始(").....	880

告 示

○愛媛県告示第1350号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加戸守行

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 年 月 定 日
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	愛媛県松山市持田町三丁目8番15号	介護全般に関する介護職員基礎研修課程	平成19年7月30日

愛媛県告示第1351号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ和泉店
松山市和泉北4丁目1015-1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルナカ

高松市円座町1001番地

代表取締役 中山 芳彦

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルナカ

高松市円座町1001番地

代表取締役 中山 芳彦

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年3月27日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,077平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

106台

イ 駐輪場の収容台数

60台

ウ 荷さばき施設の面積

65.734平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

44.55立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時40分から午前0時20分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日

平成19年7月26日

- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

愛媛県告示第1352号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス西大洲店
大洲市西大洲字山部甲 931 番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年 3月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,324平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
52台
イ 駐輪場の収容台数

40台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

12.22立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9時30分～午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成19年 7月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

愛媛県告示第1353号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに東温市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
レスパス・シティ	東温市見奈良1125番地	大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか29者	株式会社フジほか23者	平成15年8月25日ほか	平成19年8月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工
政課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1354号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において
準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工政課並びに西予市役所において告示の日から4
月間縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ宇和	西予市宇和町卯之町 4丁目654番地	大規模小売店舗を設置する者 及び大規模小売店舗において 小売業を行う者の代表者の氏 名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 8月2日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者等	株式会社フジほか6 者	株式会社フジほか6 者	平成17年 5月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告
示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工
政課並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1355号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において
準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工政課並びに鬼北町役場において告示の日から4
月間縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジ広見店	北宇和郡鬼北町近永 390番地	大規模小売店舗を設置する者 及び大規模小売店舗において 小売業を行う者の代表者の氏 名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 8月2日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者等	株式会社フジほか3 者	株式会社フジほか2 者	平成15年 8月31日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに鬼北町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1356号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年7月19日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛（ <u>青年農業者に農業生産又は農産物処理加工に伴つて生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合に</u> あつては、年1厘を加算する。）	年1分2厘5毛	年4厘5毛	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育	年1分2厘5毛	同上	同上	2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育	同上	同上	同上

成に要する資金				成に要する資金			
3 省略				3 省略			
4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年1分2厘5毛(青年農業者に貸し付ける場合にあっては、年1厘を加算する。)	同上	同上	4 農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	同上	同上	同上
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年1分2厘5毛	同上	同上	5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	同上	同上	同上
6・7 省略				6・7 省略			

○愛媛県告示第1357号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林の所在場所

西予市三瓶町二及字タチャマ2番耕地269、2番耕地270の1、2番耕地270の2、2番耕地271の1、2番耕地271の2、2番耕地272、2番耕地276、2番耕地277の1、2番耕地277の2、2番耕地278の1、2番耕地278の2、2番耕地279、2番耕地284から2番耕地293まで、2番耕地295から2番耕地299まで、2番耕地300の2、2番耕地300の3、2番耕地301、2番耕地302の1、2番耕地302の2、2番耕地303の1、2番耕地303の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字タチャマ2番耕地269・2番耕地303の1・2番耕地303の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2番耕地270の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1358号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

(松山地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市長師1241番地 中 島 和 也	松山市小浜33番地 忽 那 眞 二	松山市小浜甲 3 - 3 田 口 友 治	中 島	中島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年 8月14日から同年 8月28日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

松山地方局管内の加入区	松山地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第1359号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規程に基づき、独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所長から次のとおり公共測定を実施する旨の通知があった。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量
(3 級基準点測量)
- 2 作業期間 平成19年 8月14日から
平成20年 3月19日まで
- 3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第1360号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市祝谷町一丁目487番 3 から 同町一丁目409番10まで	平成19年 8月14日

○愛媛県告示第1361号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	森松重信線	東温市見奈良1023番 4 から 同市見奈良991番 1 地先まで	旧	メートル 11.8 ~ 13.4	キロメートル 0.025	
			新	12.8 ~ 15.6	0.025	

○愛媛県告示第1362号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	森松重信線	東温市見奈良1023番4から 同市見奈良991番1地先まで	平成19年8月14日

○愛媛県告示第1363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	寺尾重信線	東温市山之内甲1517番1地先から 同市山之内甲1516番1地先まで	旧	メートル 10.0～17.0	キロメートル 0.059	
			新	18.0～20.0	0.059	

○愛媛県告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	寺尾重信線	東温市山之内甲1517番1地先から 同市山之内甲1516番1地先まで	平成19年8月14日

○愛媛県告示第1365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲八多喜町乙1番1地先	平成19年8月14日

○愛媛県告示第1366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市松尾31番8から 同市松尾17番17まで	旧	メートル 5.0～11.2	キロメートル 0.336	
			新	10.6～36.8	0.336	

○愛媛県告示第1367号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市松尾19番 6 から 同市松尾19番 7 まで	平成19年 8月14日

○愛媛県告示第1368号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦422番 2 から 同町麦ヶ浦422番 3 で	旧	メートル 5.0 ~ 5.8	キロメートル 0.061	
			新	19.5 ~ 24.5	0.061	

○愛媛県告示第1369号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦 422 番 2 から 同町麦ヶ浦422番 3 で	平成19年 8月14日